

特集 最近の海外競争政策の動向

情報交換行為とEU競争法

—バナナ情報交換事件欧州司法裁判所判決 (Case-286/13P)—

大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 和久井 理子

Ⅰ 事案の概要

本事案は、バナナ輸入・販売業を営むドール、チキータ及びデルモンテないし Internationale Fruchtimport Gesellschaft Weichert & Co. KG (以下「I-W」という。)の3社¹⁾が行った情報交換行為がEC条約81条[現・欧州機能条約101条]に違反するかどうかの問題となった事例である。

1 欧州北部におけるバナナ取引

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ及びスウェーデン(これらの国を以下「欧州北部」という。)においては、バナナは定期船便により欧州の港湾に毎週輸送され、取引されている。2002年における欧州北部のバナナ販売高シェアは、チキータが20-25%、ドールが15-20%、I-Wが5-10%であり、3社のシェア合計は40-45%であった。

3社は、それぞれ、見積価格(quotation price)を毎週木曜朝に顧客に対して提示し、その後実際の価格(actual price)を通常木曜午後以降に行われるバナナ需要者との交渉又は需要者との間で締結されている供給契約上設定された価格計算方式により決定していた。需要者は見積価格があがれば価格があがると考え、チキータはドールの見積価格を考慮してチキータの見積価格を設定する行動がとられ、事業者団体が見積価格を交渉の出発点となる価格とみるなど、見積価格は、少なくともバナナ価格の市況のシグナ

ル、傾向ないし指標を示すものとして機能していた。取引によっては、実際の価格がより直接的に見積価格と関連づけられていることもあった。

2 3社の行為

このような中で、3社は次の行為(以下「本件行為」という。)を行った。まず、ドール・チキータ間では、毎週ないし隔週、見積価格設定前(水曜午後又は木曜午前)に、当該週の見積価格の設定に関連する事項や価格傾向及び見積価格について示唆を与える事項について話し合い開示を行っていた。これらの事項の中には、天候、熟成業者の黄色バナナの在庫状況、緑バナナの港湾における在庫状況、その他需給に影響を与える事項、販売促進に関する事項、価格の動きが「上がる」「下がる」「変化なし」のうちいずれであるか等が含まれていた。

さらに、ドール・I-W間では、ほぼ毎週、見積価格設定前(水曜午後)に、ドール・チキータ間と同様の話し合い及び開示が行われていた。

木曜日の見積価格設定後は、ドール・チキータ間及びドール・I-W間において、各社が設定した見積価格につき相互に情報を交換する制度が存在し、この制度は毎週ではなくともしばし

1) ドールとはDole Food Company, Inc. ('Dole Food')及びDole Fresh Fruit Europe、チキータとはChiquita Brands International, Inc.、デルモンテとはFresh Del Monte Produce, Inc.のことである。デルモンテは、株式保有等によりI-Wに対して支配的影響力を有していた。

ば利用されていた。

なお、ドール・チキータ間のコミュニケーションにおいてドールはI-Wから得た情報をもとにデルモンテ・バナナの価格動向にふれるなどしており、チキータはドールとI-Wとの間でコミュニケーションが行われていることを認識し又は予想していた。これに対して、I-Wは、ドール・チキータ間でコミュニケーションが行われていることを認識しておらずこれを予想もしていなかった。

3 訴訟経緯

欧州委員会は、チキータ、ドール、デルモンテ、I-Wらが81条に違反する協調的行為 (concerted practice) を行ったとして、これらの者に排除命令を下した²⁾。決定において委員会は、ドール・チキータ間及びドール・I-W間で行われた価格設定前のコミュニケーションは単一の継続する違反行為 (single and continuous infringement) を構成するとした上で、これらの協調的行為は81条上の競争を制限する目的をもつとした。そして、チキータ及びドールは当該違反行為の全体について責任を負うのに対して、I-Wはドールとの間で情報交換を行った部分について責任を負うとした。この中で市場構造に関して、委員会は、競争を制限する目的をもつ行為であるため市場構造は関連性をもたないとしつつ、違反行為者らがかなりのシェアを有していたこと等は指摘した。

制裁金について、委員会は、違反行為は価格設定に関するものであるとし、当該違反行為に関連する商品の販売額として欧州北部におけるバナナの販売額を基礎として制裁金を計算し、重大性等を考慮した上で、ドールに4560万ユーロの支払いを命じた。I-W及びデルモンテについては、違反行為の一部についてのみ責任を負うことを考慮して10%の減額を行い1470万ユーロの支払いを命じた。チキータは、2002年リニエンシー告示に基づいて全額免除を受けた。

ドール並びにI-W及びデルモンテは、この決

定を不服として、それぞれ、欧州一般裁判所に提訴した。

ドールは、一般裁判所において、市場構造が適切に考慮されていないこと、協調的行為であるにもかかわらず価格を設定する合意 (agreement) があつた場合と同様に制裁金の額が計算したことは誤りであることなどを主張したが、裁判所はドールの主張を全て退けた³⁾。市場構造に関しては、一般裁判所は、高度に寡占的な市場でなくても情報交換行為が競争法違反となり得るとしつつも、供給が細分化 (fragmented) されていれば情報交換が競争に何らの影響を与えないことがあるとした。しかし、本件においては3社のシェアが合計で40-45%であることから、市場は細分化されてはならず委員会の判断に誤りがあるとはいえないとした。制裁金について、一般裁判所は、委員会・制裁金ガイドライン⁴⁾を参照しつつ、協調的行為であっても価格設定に関する行為である以上は同じように制裁金を算定することが可能であるとしてドールの主張を退けた。

ドールがこれらの決定及び判決を不服として上告を行った。法務官はドールの請求を棄却すべきであるとの意見を出した⁵⁾。司法裁判所もドールの請求を棄却する判決 (以下「本判決」という。) を下した⁶⁾ (このうち情報交換の101条の評価に関する部分は次項のとおりである。)

なお、I-W及びデルモンテによる取消請求については、一般裁判所が①部分的関与であることを理由とする減額は20%とすべきであり、ま

2) *Banana importers* (Case COMP/39188) Commission Decision of 15 October 2008.

3) Case T-588/08, *Dole Food and Dole Germany v Commission* (14 March 2013).

4) Commission, Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23 (2) (a) of Regulation No 1/2003 [2006] OJ C 210/2.

5) Opinion of Advocate General Kokott, Case C-286/13 P - *Dole Food and Dole Fresh Fruit Europe v Commission* (11 December 2014).

6) Case C-286/13 P - *Dole Food and Dole Fresh Fruit Europe v Commission* (19 March 2015).

た②委員会調査への協力を理由としてさらに10%の減額を認めるべきであると判断したが⁷⁾、欧州司法裁判所は一般裁判所判決中②の部分を取り消した⁸⁾。これらの判決の結果、I-W及びデルモンテが支払うべき制裁金の額は980万ユーロとなった⁹⁾。

XXX II 司法裁判所判決

「81条1項違反とするには…競争を制限する「目的又は効果」をもたなければならない」(para 112)。

「事業者間の一定の調整行為については、競争に対して十分な程度の手をゆるがせることが明らかであり、効果を検討する必要性がないという判断を行うことができる」。これは「一定種類の事業者間の調整行為は、その性質からして、競争の正常な機能を害するとみることができることによる」。一定の行為については「負の効果…をもつ見込みが大変高く、このため81条1項の規定の適用上、市場において実際に効果(actual effects)をもつことを証明することは無駄であると考えることができる」(paras 113-115)。

「一定種類の事業者間の調整行為が競争を十分な程度に害することが明らかであり、このために81条1項上、目的からして競争を制限するもの(restriction of competition 'by object')といえるかどうかを判断するためには、とりわけ、行為の目的(objectives)及び経済的・法的状況(economic and legal context)を考慮しなければならない。これらの状況にかかる検討においては、影響を受ける商品・役務の性質、問題となる市場の現実の機能の状況及び市場構造を考慮しなければならない」。また、「当事者の意図は…決定的ではないものの…競争当局[ら]がこれを考慮してはならないとすべき理由は存在しない」(paras 117-118)。

「条約上の競争にかかる規定では、経済主体は、域内市場において採用する方針を独立して決定しなければならないという考え方がとられている」。そして、この条約の規定が採用した考え方から、「競争者間の情報交換について協

調的行為」を認定する上で必要な調整行為の内容が明らかになる。「[上記の条約上の]独立性の要請は、経済主体が競争者が行っている行為又は行うと予想される行為に対して合理的に(intelligently)対応(反応)する権利を否定するものではない。しかしながら、経済主体間の直接的・間接的接触(contact)により事業者が市場における現実的・潜在的競争者の行動に影響が及ぶ場合、又は、競争者に対して市場における自己の行為に関する自己の決定又は意図を開示することとなる場合であって、商品・役務の性質、関係する事業者の規模・数及び市場の規模に鑑みて[接触]行為が市場の正常な状況(normal conditions)には対応しない競争状況をもたらす目的又は効果をもつときには、[上記の]独立性の要請により、このような接触を行うことは、厳格に禁じられる。」このことから司法裁判所は「競争者間の情報交換は、市場の動向(operation)に関して不確実性を減少又は除去し、この結果として事業者間の競争が制限されることとなる場合には、競争法違反となる」としてきた。「とりわけ事業者が予定している市場での行動の変更について、その時機、程度及び詳細につき参加者間で不確実性を除去しうる情報交換は、競争制限的目的をもつものとみべきである」(paras 119-122)。

協調的行為については、81条1項の規定に鑑みて「参加事業者が相互に協調していることに加えて、市場においてその後に行われる行為が

7) Case T-587/08 - *Fresh Del Monte Produce v Commission* (14 March 2013).

8) Joint Cases C- 293/13 P and C- 294/13 P - *Fresh Del Monte Produce v Commission and Commission* (24 June 2015).

9) 「単一の継続する違反行為(single and continuous infringement)」の一部についてだけ認識ないし認容していた者の行為の評価及び制裁金賦課については本稿の射程を超える。詳細は次の論文等を参照いただきたい。Petre Alexandru Biolan, 'Limited Awareness of Cartel Participants: Any Consequence for the single infringement in EU Competition Law?' [2015] JECLAP 383.

存在し]、[上記]協調の行為とその後の行為との間に因果関係があることが必要である。「この点について、裁判所は、市場で事業を行う者は、市場での行動を決定する際に競争者との間で交換した情報を考慮するものと推認される——ただし、反対のことが証明される場合はこの限りでない。なお、この証明責任は事業者が負う。——と判示してきている」。また、「このような協調の行為は、市場における反競争効果がない場合であっても、81条1項に該当すると結論したことがある」(paras 126-127)。

本件事件について、一般裁判所は、①価格設定前の相互的なコミュニケーションは、ドールとバナナ分野における他の事業者との間で行われ、かつ、このコミュニケーションの過程でこれらの事業者は自己の見積価格及び価格傾向について議論を行ったこと、②市場のシグナル、市場の傾向又はバナナ価格の意図された展開に関する徴表を見積価格から推測することができ、これらはバナナ取引及び実際に課す価格にとって重要なものであったこと及び取引によっては現実の価格が見積価格と直接的に関係していたことから見積価格が当該市場で意味もっていたこと、③価格設定前のコミュニケーションに参加したドール・フーズ従業員が内部での価格を決める会合に参加していたことを認定している。以上より、一般裁判所は、上記推定則を適用するための条件が本件においては満たされると判断することができたのであり、この判断に法的誤りはない(paras 128-133)。

また、一般裁判所は、本件行為により「競争者の行動の予測可能性に関する不確実性を参加者間で減少させることができたことから、価格設定前のコミュニケーションは市場の正常な状況に対応しない競争状況をもたらすことを目的としていた」といえるとし、そしてこのために「欧州委員会は、81条上の競争を制限する目的をもつ協調的行為を行ったと結論することができる」とし、この判断に法的誤りはない(para 134)。

Ⅲ 検討

1 情報交換行為のEU競争法上の評価

情報交換行為は、EU法上、競争を制限する目的又は効果をもつものとして101条により規制されてきている¹⁰⁾。近年では、情報交換行為が競争制限目的をもつ協調的行為として違法となりうるものが欧州司法裁判所の先決裁定により確認され注目を集めた(T-Mobile事件判決(2009))¹¹⁾。本判決は、2009年判決で示した立場を踏襲しつつ、先決裁定ではなく取消訴訟の枠組みで判断し、効果でなく目的かつ合意(agreement)でなく協調的行為の概念を用いて本件行為が101条に反することを認めた。司法裁判所では争点とならなかったものの、制裁金賦課の仕方及びこの点にかかる一般裁判所の判断も興味深い(上記I3参照)。

本判決では、さらに、市場における将来の行動について、その時機、程度及び詳細(ないし内容)にかかる不確実性を除去しうる競争者間の情報交換活動は競争制限的目的をもち、その行為が市場に実際にいかなる影響を与えるか如何にかかわらず、原則として101条違反の協調的行為と評価される(ただし、情報交換行為ないし接触とその後市場でとった現実の行動の間に因果関係がないことが事業者により立証された場合にはこの限りでない)ことが明らかにされた¹²⁾。

2 目的からして競争制限的な行為

(1) 「目的又は効果」

EU競争法101条1項では、「域内市場におけ

10) 齊藤高広「EU競争法における情報交換活動の規制(1)～(3・完)」法學新報117巻73頁・同183頁・118巻135頁(2011)、同「情報交換活動規制における違法性判断基準——EU法における展開を中心に」日本経済法学会年報55号136頁(2012)参照。

11) 多田英明「1度限りの会合に基づく協調行為の認定——欧州司法裁判所2009.6.4先決裁定 Case C-8/08, T-Mobile Netherlands BV and Others v. Raad van bestuur van der Nederlandse Mededingingsautoriteit[[2009] ECR I 4529]」貿易と関税58号75頁(2010)参照。

る競争を妨害、制限又は歪曲する目的又は効果を有する」事業者間の協定等が禁じられている(下線筆者)。目的・効果については、これらのいずれかが認められればよいとされている。本件行為は、競争を制限する目的をもつ行為——いいかえると「目的からして[競争]制限的(restrictions by object)」な行為——であるとされている。

競争制限的目的をもつとされる行為類型の典型は、いわゆるハードコア・カルテル¹³⁾、すなわち、①競争者間の価格協定、数量協定、市場分割協定及び入札談合である。これら以外にも、②競争者らの行為(水平的行為)については本件のような情報交換行為、共同ボイコット及びジェネリック医薬品の参入を利益供与により遅らせる行為(「pay for delay」と呼ばれる。)¹⁴⁾が、③垂直的制限についてはテリトリー制、インターネット販売制限¹⁴⁾、並行輸入阻害行為¹⁵⁾、競合保険会社への乗り換えを制限する行為、最低価格を制限する再販売価格制限行為等が競争制限的目的をもつとされたことがある¹⁶⁾。

競争制限的な目的をもつと認められる行為については、具体的ないし実際の行為の影響を示す必要はないとされ¹⁷⁾、この点で「効果が競争制限的(restrictions by effect)」であるとされる場合とは検討の内容が大きく変わることになる。さらに、競争制限的目的をもつ場合には、認識可能(評価可能、appreciable)な程度の競争への影響は存在するとされることになり¹⁸⁾、いわゆる「デミニマス告示」も適用されなくなる¹⁹⁾。

なお、「目的からして競争制限的な行為」に類似する概念として「ハードコア制限(hardcore restriction)」がある²⁰⁾。前者は101条1項の文言に根拠をもつものに対して、後者は各種の適用免除規則において適用免除を受けることができない制限をさすものとして用いられているという違いがある。カバーする行為類型は同一ではないが、一定の地域ないし顧客群に対する販売制限、最低価格を拘束する再販売価格拘束等のように、両方の類型にあたりとされる行為があり重複はある。デミニマス告示は、いずれについ

ても適用がない²¹⁾。

(2) 競争制限目的の類型における経済状況等の検討

目的が競争制限的とされる場合でも、市場の

-
- 12) 競争制限目的をもつとする上で市場構造や頻度がどのようなものである必要があるのかについて、法務官は1回限りでもよいことと市場が細分化されていなければよいことを明らかにしていた(paras 125-26)。これに対して、本判決はこれらの点について明らかにはしなかった。これらの事情は、情報交換行為が不確実性を除去しうるようなものであるかどうか及び因果関係の有無を判断する上で考慮されることになるのではないかと思われるが、将来の判決等が待たれる。
 - 13) Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), Council Recommendation Concerning Effective Action Against Hard Core Cartels, C(98)35/FINAL (May 1998), I A 2 a.
 - 14) 小畑徳彦「販売店に対するインターネット販売の禁止とEU 競争法——PFDC 事件欧州司法裁判所先決裁定」公正取引764号20頁(2014)参照
 - 15) 鞠山尚子「EU競争法における並行輸入制限の規制」Joined Cases C-501/06P、C-513/06P、C-515/06P、C-519/06P、GlaxoSmithKline v Commission [2010]4 CMLR 2」公正取引730号80頁(2011)参照。
 - 16) このパラグラフ全体について、Commission Staff Working Document, Guidance on restrictions of competition 'by object' for the purpose of defining which agreements may benefit from the De Minimis Notice (SWD (2014)198 final) revised version of 03/06/2015, available at <<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/legislation/deminimis.html>> accessed 1 August 2016参照。
 - 17) See, e.g., Commission, Notice, Guidelines on the application of Article 81 (3) of the Treaty, [2004] OJ C101/97, para 20.
 - 18) Case C-226/11 *Expedia* (13 December 2012), para 37.
 - 19) Commission, Notice on agreements of minor importance which do not appreciably restrict competition under Article 101 (1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (*De Minimis Notice*) [2014] OJ C 291/1, para 2.
 - 20) See, e.g., Commission Regulation (EU) 330/2010 on the application of Article 101 (3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of vertical agreements and concerted practices [2010] OJ L 102/1, art 4; Commission Regulation (EU) 1217/2010 on the application of Article 101 (3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of research and development agreements [2010] OJ L 335/36, art 5.
 - 21) *De Minimis Notice* (n 19) paras 2, 13.

状況等が全く考慮されないわけではない。本判決でも経済的状况等を考慮すべきであるとしている。もっとも、効果からして競争制限的とされる場合と比較すれば検討内容はなお簡素であり、本件行為についてもバナナ取引の状況、価格設定の方法等を検討するにとどまっている。なお、一般裁判所らが市場シェアに言及しているが、これは市場が細分化されていれば情報交換行為は競争への悪影響をもたないとする判決との関わる限りで言及したものとみるべきであろう²²⁾。

(3) 目的・効果の分類及び米国当然違法(per se illegal)との異同

本判決では、目的からして競争制限的であると評価すべきであるかどうかは、経験に照らし効果にかかる立証の要否で決まるといった説明が行われている。もっとも、従来、目的からして競争制限的とされてきた行為の類型には、垂直的制限行為の一部にみられるように競争制限効果が一見して明らかではないようにみえる行為や「Pay for delay」(上記(1)参照)のように新規の行為も含まれている²³⁾。

これらの一連の判決に対しては、競争制限的目的を有するということが安易に認められすぎているという批判があった²⁴⁾。そして、欧州司法裁判所・CB判決(2014)²⁵⁾は、(i)裁判所が扱った経験がある事件にこの概念の適用を限定したり、(ii)一見して競争制限効果が明らかでない行為については経済的状况(economic context)の検討を十分に行った上で競争制限的目的をもつと判断するようにすることを求めたりすることで、この拡大傾向に歯止めをかけたという見方がある²⁶⁾。本判決は情報交換という先例の蓄積が比較的多く競争への悪影響も認定しやすい行為を扱ったものではあるものの、文言を見る限りではCB判決の示した立場をひきついでいるといえそうではある。

米国シャーマン法1条の下では、一定の行為は「当然に違法(per se illegal)」であるとされる。この概念とEU競争法上の目的からして競争制限的な行為概念との異同について、どちらも経

験上、競争制限目的・効果が明らかであるとされており、相対的には詳細な市場効果分析を行わない点は共通している。他方で、EU法上の概念に含まれる行為の方が多く、経済状況等を考慮すること、101条1項上競争制限的目的をもち同項に違反するとされても同3項に基づいて適用免除がされる可能性が理論的には存在する点では米国・当然違法と違いがある²⁷⁾。

2 合意と協調的行為

101条1項上違法となるのは、事業者間の「合

22) 競争への悪影響が明白かどうか—特に上記(1)のハードコアカルテル(及び最低価格再販)かそれ以外か—によって、競争制限目的の認定にあたり経済的状况等をどの程度詳しく検討するかは異なっていることが指摘されている。Jonathan Faull and Ali Nikpay, *The EU Law of Competition* (3rd edn, OUP 2014) 3.186-208; Angela Ortega González, *Object Analysis in Information Exchange Among Competitors* (2012) GAR II <<http://www.icc.qmul.ac.uk/gar/2012/index.html>> accessed 1 August 2016.

23) Peter Cimentarov, 'Expanding the "Object Box" and its Perverse Effects: Does EU Competition Law Condemn Innocent Behaviour', (2014) Mayer Brown Thesis, <<https://www.mayerbrown.com/files/Publication/2a51431b-022f-4414-ae18-b9d44a22300f/Presentation/PublicationAttachment/d08c29b3-c831-470b-bb73-c8c91ec184a9/Thesis2014.pdf>> accessed 1 August 2016.

24) *ibid.*

25) Case C-67/13 P *Groupement des cartes bancaires (CB) v Commission* (11 September 2014).

26) (i)について Javier Ruiz Calzado and Andreas Scordamaglia-Tousis, 'Groupement des Cartes Bancaires v Commission: Shedding Light on What Is not a 'by object' Restriction of Competition' [2015] JECLAP 495, (ii)について Pedro Posada and António Freitas, 'The Object of my Effect: The Role of Economics in Restrictions "By Object" in the European Union' (30 September 2015) NERA ECONOMIC CONSULTING <http://www.nera.com/content/dam/nera/publications/2015/PUB_Restrictions_By_Object_0915.pdf> accessed 1 August 2016.

27) González (n 22); Richard Whish and David Bailey, *Competition Law* (8th edn, OUP 2015) 128-29.

意 agreement]、「協調的行為」等である。本件行為は、後者にあたることとされた。合意があるというために必要な事業者間の意思の合致²⁸⁾が、協調的行為については不要である。他方で、協調的行為が認定された事例では、①事業者間で接触(contact)があり、②その後一定の行動がとられるとともに、③接触とその後の市場における行為の間に因果関係があることが認められてきている²⁹⁾。

本判決でも、従来の傾向と同様に上記の①～③があることが必要であることが示唆されている。なお、本件行為について①接触とは見積価格にかかる情報交換行為であり、②その後とられた一定の行為とは実際の価格(actual price)を設定する行為である。また特に因果関係(③)について、情報交換行為については因果関係の存在が推認されるとしている。

Ⅳ おわりに

情報交換に関しては近年、101条1項上の協調的行為概念の下で価格シグナリング行為を違法とする執行例がみられる³⁰⁾。これに比較すると本判決はEU法上先例があつて新規性はさほどなく、反競争効果と違法性も明白な行為を扱ったものといえそうである。

日本においては、情報交換行為そのものを違法とした正式事件は存在しない。2条6項・3条後段においては、共同性及び一定の取引にお

ける競争の実質的制限が要件とされていることから、本判決におけるような協調的行為概念や競争法上の原則に照らしつつ目的からして競争制限的とする評価方法をそのまま用いることができないことは明らかである。しかし、他方では、日本においても情報交換の取決めがそれ自体として2条6項に該当しうることや情報交換の内容次第では詳細な効果分析を行うことなく違法としうることが肯定されてきている³¹⁾。このような方向で情報交換の取決めそのものを違法としていくことが調査等にかかる行政資源の効率的利用とコンプライアンス促進の観点から適切なことがありえると思われ、この点からして本判決は日本法にも示唆を与えるものであると考えられる。

28) 鞠山尚子「EC競争法における「協定」とは」公正取引703号65頁(2009)参照。

29) Faulstich and Nikpay (n 22)3.131-135; Whish and Bailey (n 27)117-20; Mario Siragusa and Cesare Rizza (edn), *EU Competition Law: Cartels and Collusive Behaviour: Restrictive Agreements and Practices Between Competitors* (2nd edn, Claeys & Casteels 2012)2.3.

30) Commission, Case AT.39850 - Container Shipping (Press Release: 7 July 2016).

31) 金井貴嗣ほか「独占禁止法」(第5版、2015)101頁[宮井雅明]参照。

* 本研究はJSPS科研費JP15K03156の助成を受けたものである。



公正取引委員会公表資料一覧(28年8月分)

日付	資料名	担当部課
8.2	携帯電話市場における競争政策上の課題について	経済調査室
8.5	「独占的地位の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改定(原案)に対する意見募集について	経済調査室
8.25	株式会社ファミリーマートに対する勧告について	下請取引調査室
8.31	株式会社松下サービスセンター及び株式会社APサービスセンターに対する勧告について	中部事務所消費税転嫁対策調査室 消費税転嫁対策調査室
8.31	公正取引委員会の平成29年度概算要求について	官房総務課 官房人事課
8.31	公正取引委員会における平成28年度の政策評価結果について	官房総務課